

## 4 参考資料

(1) 最終答申(平成18年2月15日提出)

松戸市パートナーシップ条例案策定委員会

### 松戸市パートナーシップ条例案(基本的考え方等を含む)

#### 前文

松戸市の中心部は江戸期には水戸街道の宿場町、江戸川水運の物資中継の河岸の町として発展し、明治・大正期には東葛飾郡の郡役所が置かれました。近年は東京都に隣接しているため旧小金牧だった台地へと住宅地が展開し、急増した新市民達も参加して、自分達の町を住みよい町にするために、活発な市民活動を展開してきました。多様化した市民のニーズに応えた暮らしやすいまちづくりを実現するためには、市民の力を結集するとともに、行政とのきめ細かな協力が必要です。

高度成長期における行政主導の都市づくりは、経済開発優先の都市発展には大きな成功をおさめましたが、今日このシステムは時代の変化の中で財政難を引き起こし、時代と市民のニーズに対応出来なくなっています。この局面を打破するためには行政改革を推進し、「新しいシステムの構築」による「活力あるコミュニティ」の形成が重要な課題です。

市民と行政は、新しい時代のまちづくりのために、発想を180度転換し、自立した市民による「市民組織」と「市民活動を保障する行政」という二つの立場を確立しなければなりません。私達はいま、市民と行政の「対等性」の下で、「協働」による「新しい公共」の構築と、多様な価値観が認められ、市民一人ひとりの個性が大切にされて豊かに暮らせる社会を目指し、市民と行政が共に知恵を出し合い、より良いパートナーシップを築くために、この条例を制定します。

#### 本文

##### (目的)

第1条 この条例は、市民、市民活動団体、事業者及び市がパートナーシップの推進に取り組むための基本理念を定め、それぞれの役割を明らかにするとともに、パートナーシップの推進に関し必要な事項を定めることにより、市民自治に支えられた豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

#### 基本的考え方

この条例は、パートナーシップの推進により、市民自治に支えられた地域社会の実現を図ることを目的とします。

地域が持つ課題が複雑化し、公共サービスに求められるニーズも多様化しています。多岐にわたる課題に、きめ細かく対応し、解決していくためには、行政のみならず、市民、市民活動団体及び事業者が互いに手を携え、これに取り組んでいく必要があります。

また、パートナーシップの推進に関わる各種の市民提言でも指摘されているように、その取り組みにあたっては「市民自治」の考え方が大切になります。旧来のように、行政主導型の課題解決に頼るのではなく、市民自らが当事者として課題の解決に向かうとともに、行政施策にも多彩な形で関わりが持てる環境づくりが必要です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) パートナーシップ 市民、市民活動団体、事業者及び市がお互いの信頼関係の下に、協力し、共同して地域の課題の解決に取り組むことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内の事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいいます。
- (3) 市民活動団体 第5号に規定する市民活動を行う団体をいいます。
- (4) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 市民活動 市民、市民活動団体又は事業者が行う自主的な活動であって公益性のある非営利活動のうち、次のいずれにも該当しないものとし、
  - ア 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - ウ 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (6) 社会資源 パートナーシップの推進に必要な人材、知恵、技術、信用、情報、場所、物品、資金その他の資源をいいます。
- (7) パートナーシップ事業 市民活動団体又は事業者と市とが、それぞれの社会資源を提供し合い、協力し、共同して実施する公益性のある事業をいいます。

基本的考え方

この条例に使われる用語の定義です。

特に「(7)パートナーシップ事業」について、パートナーシップ事業を使用した場合、広義の「パートナーシップの推進」が「パートナーシップ事業の推進」に誤用、矮小化されるおそれがあるなどの参考意見が、事務局よりありました。

しかし、事務局の参考意見にあるように、これを「協働事業」とした場合、市民、市民活動団体、事業者と市の特定部署との協力・連携による事業に限定されるおそれもあります。これに対し、委員会は、幅広く多彩な社会・地域資源を柔軟かつ有効に使っていくことを意図するとともに、協働の担い手を育成する事業も含むものとして、むしろ広義な意味合いをも併せ持つ「パートナーシップ事業」の名称を採用しました。

(基本理念)

第3条 パートナーシップの推進に当たっては、次の各号に掲げる基本理念にのっとりいなければなりません。

- (1) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、市民自治に支えられた豊かで活力ある地域社会の実現のために目的及び目標を共有し、それぞれの役割を理解するとともに、それぞれの役割に応じて自らの社会資源を提供すること。
- (2) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、お互いの自主性と自立性を尊重し、対等な関係でパートナーシップの推進に取り組むこと。
- (3) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、パートナーシップの推進に必要な情報を共有するために、それぞれが保有する情報をお互いに提供するように努めること。
- (4) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、パートナーシップを推進し、市民自治の実現を図るため、対等な関係で協力、連携し、対話し、交流し、及び学びあうことにより、お互いの信頼関係を育むこと。

基本的考え方

「パートナーシップの推進」は、「市民自治に支えられた豊かで活力ある地域社会」を実現していくためのスタートラインです。より良いパートナーシップを築くには、この取り組みに関わる者が対等な関係で話し合い、目的を共有し、それぞれが持つ能力や資源を出し合い、目的を達成するためのプロセスを共に作り上げていくことが大切です。異なる主体間で互いが互いを尊重し、対等な関係を認め合い、信頼関係を育みながら積極的に課題の解決に取り組むことが「市民自治に支えられた豊かで活力ある地域社会の実現」への近道となります。

(市民の役割)

- 第4条 市民は、地域社会の課題に関心を持ち、その解決に向けて、自らができることを考え、これを実践するものとします。
- 2 市民は、市民活動に関する理解を深めるとともに、自らも市民活動を行うよう努めるものとします。
  - 3 市民は、パートナーシップの推進に協力するよう努めるものとします。

(市民活動団体の役割)

- 第5条 市民活動団体は、自らの責任において市民活動を行い、透明性のある組織運営を行うとともに、市民活動に必要な人材その他の社会資源の充実を図るものとします。
- 2 市民活動団体は、自らが行う市民活動が広く理解されるよう努めるとともに、他の市民活動団体と協力して市民活動の発展に努めるものとします。
  - 3 市民活動団体は、パートナーシップの推進に協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、市民活動に関する理解を深め、地域社会の一員として自らの責任において市民活動を行うよう努めるものとします。
- 2 事業者は、市民活動団体等が行う市民活動に協力が可能な社会資源の提供に努めるものとします。
  - 3 事業者は、パートナーシップの推進に協力するよう努めるものとします。

(市の役割)

第7条 市は、市民活動の育成と活性化に必要な措置を施し、パートナーシップ事業を実施することによって、パートナーシップの推進を図るものとします。

2 市は、パートナーシップの推進及び、そのための仕組みづくりやパートナーシップ事業の実施について、市民等の要望や意見を的確に把握するとともに、市の施策や計画等の策定に当たり、早い段階から市民参加を進めるものとします。

3 市は、市民、市民活動団体、事業者及び市の職員に対し、パートナーシップの推進に関する知識の普及及び意識の向上に努めるものとします。

4 市は、市民活動を推進するために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進めるものとします。

#### 基本的考え方

第4条から第7条では、市民、市民活動団体、事業者及び市それぞれの役割を述べています。

市民については、地域課題に関心を持ち、その解決に積極的に参加していくことを求めます。このことが地域社会の再生、地域力回復の基盤づくりにつながります。

市民活動団体については、パートナーシップの推進やパートナーシップ事業の実施において求められる組織運営の公正さ及び自発的に活動を発展させる意欲を求めます。これは、市民活動団体に対する信頼性を高め、活動の質的な向上を促すことにつながります。

事業者については、地域社会を構成する一員としての自覚を促すとともに、市民活動の活性化に向けた協力を要請します。

市については、市民活動の育成と活性化に向け、その一番の当事者である市民等が必要とする仕組みづくりや支援などの措置を施すことを求めます。中でも「市の施策や計画等の策定」における「早い段階からの市民参加」は、パートナーシップの推進にとっても重要な項目です。

市民と行政のパートナーシップを考えた場合、協働と参加は車の両輪です。施策や計画等の策定の段階から積極的に参加しようという意欲ある市民に対し、行政がこれを積極的に、そして柔軟に受け入れる姿勢と機会を持たなければ、パートナーシップに求められる「対等な関係」は成立せず、むしろ互いの信頼を築いていくことを阻害します。

同様に、情報の公開、すなわち情報の共有もパートナーシップには不可欠の要素です。

(基本施策)

第8条 市は、パートナーシップを推進するため、次の各号に掲げる施策に取り組みます。

- (1) パートナーシップの推進に関する施策の体系化を進め、市民活動を支援し、及びパートナーシップ事業を実施するための計画を策定し、実施すること。
- (2) パートナーシップの推進及びパートナーシップ事業による施策の実施状況を公表すること。
- (3) 市民活動の支援及び発展に必要な拠点施設を充実すること。
- (4) パートナーシップ事業に対して、予算の範囲内において財政的支出その他必要な社会資源を提供すること。
- (5) 前各号の施策を効果的に実施するため、横断的に庁内の調整を図るための推進部門を整備すること
- (6) 市職員に対して、パートナーシップ事業に関する啓発や研修等を行うこと。

基本的考え方

1 施策の体系化、計画の策定、実施

パートナーシップの推進に関する施策の体系化を進め、市民活動を支援し、及びパートナーシップ事業を実施するための計画を策定して実施します。なお、計画の策定に当たっては、パートナーシップ市民会議運営委員会に意見を求めるとともに、広く市民等の関係者の意見が反映できるようパブリック・コメントや市民フォーラムを行うものとします。

2 施策の実施状況の公表

情報公開、説明責任として、そして市民による施策の評価を受けるために実施状況を公表します。

3 市民活動支援の拠点施設の充実

市民活動の側面的支援を図るとともに、パートナーシップ事業の提案に関する相談、助言、コーディネート等を行う拠点施設として、まつど市民活動サポートセンター等市民活動支援の拠点を充実するものです。

4 社会資源の提供

パートナーシップ事業を実施するに当たり、「社会資源持ち寄りの原則」に基づき、市の社会資源である公金を支出する制度等を設けるものです。また、広く資金を募る仕組みとして基金を設立します。なお、基金への寄付者は、税制上の寄付金控除が受けられます。

5 推進部門

庁内の各種事業や施策において市民、市民活動団体及び事業者とのパートナーシップを推進するために、庁内の横断的な連絡調整会議を設け、その庁内調整権限を有しパートナーシップ推進を本務とするパートナーシップ推進部門を設けます。

(パートナーシップ事業)

第9条 市民活動団体又は事業者は、パートナーシップ事業を市長に提案することができます。

2 市長は、前項の提案の審査を次条のパートナーシップ事業審査会に諮問します。

3 市長は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、速やかにパートナーシップ事業の実施の可否の決定を行うものとします。

4 パートナーシップ事業を行うに当たり、提案者と市長との間でパートナーシップ事業協定書を取り交わします。

基本的考え方

パートナーシップ事業実施要綱には下記の内容を含みます。

1 パートナーシップ事業の種類は、事業規模で、「大規模事業(仮称)」「100万円未満程度を想定)」「中規模事業(仮称)」「30万円未満を想定)及び「小規模事業(仮称)」「5万円未満を想定)の3種類程度とし、小規模事業は事業審査会の決定により簡便な手続きとすることができるものとします。

2 パートナーシップ事業の事業期間は1年間とします。ただし同一事業の継続を希望する提案者は、毎年申請のうえ、最長3年間まで継続することができます。

3 パートナーシップ事業の内容は、土地利用、施設、空間等を対象とする「ハード事業(仮称)」、社会制度、ルール等を対象とする「ソフト事業(仮称)」並びに両事業及び条例、計画、施策等に関する提案、研究、企画、評価、見直し提案等の「ペーパー事業(仮称)」とし、いずれも次のいずれかの条件を満たすものとします。

(1) 市の総合計画その他行政計画に記載のある施策

(2) これら計画に記載のない施策で、特に公共性があると考えられ、関連する行政計画の部分修正を提案するもの

(パートナーシップ事業審査会)

第10条 市長は、前条に規定するパートナーシップ事業の審査等を行うために、パートナーシップ事業審査会(以下「事業審査会」という。)を設けます。

2 事業審査会は公開された場で行われるものとします。

3 事業審査会はパートナーシップ事業の審査に当たっては、市のパートナーシップ推進基金及びそれに相応する市民の負担する社会資源を定めて決定します。

4 事業審査会に関するその他の事項については、別にパートナーシップ事業審査会規則等で定めます。

#### 基本的考え方

パートナーシップを推進するためには、第11条で規定する市民会議のように、パートナーシップについて発意、提案を行う開かれた対話の場が必要ですが、それと別に事業審査会を設けるのは次の理由によります。

1 パートナーシップの精神に基づけば、行政組織を有する市と対等に市民側が組織や協議の場を持つことが、対等性を保障することになります。市民が自由にパートナーシップに関して発意、提案し、団体間や行政との連携や協力関係が生み出される場合は、市の附属機関ではなく、市民側の独立した場と組織(運営委員会)となる必要があります。しかしパートナーシップ事業審査など審査にかかる業務は、その公的性格から附属機関でなければなりません。よって、パートナーシップの推進のためには、市民独自の対話と協議の場である市民会議と、事業審査にかかる市附属機関の事業審査会との両輪で進めていくことが重要であります。

2 審査は、審査基準に沿って客観的に進めることが必要です。審査委員には様々な専門性のバランスを考えて、時に外部から専門家、有識者に依頼することも必要となります。

3 事業審査会は審査のために開かれるものであり、市民会議と常時に競合すること、混同することはありません。

4 市民会議運営委員が審査委員になることを禁止するものでもありません。ただし、公募申請団体に審査委員が関係する場合を排除する規定が必要です。

#### 別規定 パートナーシップ事業審査会規則案

1 パートナーシップ事業審査会は次の事項を行います。

パートナーシップ事業の候補を、厳正と公平の観点から、必要な課題に対して貢献する事業を選定すべく審査すること。

2 パートナーシップ事業審査委員の構成

事業審査会は審査委員7名をもって構成します。審査委員は異なる分野の専門家によって構成されます。

3 パートナーシップ事業審査委員の選任

パートナーシップ事業審査委員は、公平中立の視点から選任します。また、発足時を別として、改選時には約半数が任期満了で改選されるように継続性に配慮するものとします。

事業審査会、市民会議運営委員会及び市長の推薦候補から、基本パートナーシップ協定に基づき市、事業審査会及び市民会議運営委員会の協議の場において選任されます。ただし、いずれも推薦の過程において、公募など広く市民から意見を聴取する機会を設けることが保障されなければなりません。また市民会議運営委員が審査委員に推薦されることも可能とします。

4 事業審査会の公開の原則

パートナーシップ事業審査会は、公開審査によって行われることとします。公開の事業審査会は、単に審査の透明性のみではなく、その場を介して、異なる市民活動団体、事業

者及び市の間において、課題を共有し、新たな連携が促進される場とすることを目的とします。

#### 5 事業審査会の運営

前記の目的のために、公開審査会の運営の方法については、市民会議運営委員会に意見を求めることができます。

#### 6 審査基準

事業審査会は予め審査基準を明確にして、公募の段階では公開しておかなければなりません。

#### 7 審査結果の説明責任

事業審査会は審査結果に対して、市長に答申し、市長は答申を認めない場合、その結果を公開し、説明責任を果たすものとします。

(パートナーシップ市民会議及び市民会議運営委員会)

第11条 パートナーシップ市民会議(以下「市民会議」という。)は、パートナーシップを推進するために、異なる主体が出会い、地域の課題を共有し、対話を重ねて問題解決への連携や協力関係が生まれる場であり、市民はこれを開催することができます。

2 前項の市民会議を運営するため、市民の委員からなるパートナーシップ市民会議運営委員会(以下「市民会議運営委員会」という。)を設けます。

3 市長は、市民会議の運営に関する事項など市民会議運営委員会に委任する事項について、基本パートナーシップ協定を結ぶことができます。

#### 基本的考え方

1 市民会議運営委員会がいくつも出てきた場合を心配する危惧を持たれるかも知れませんが、第3項で、基本パートナーシップ協定を結ぶものを一つとします。ただし、市長は同協定を結ぶに当たり、市民会議運営委員会が幅広い専門性及び開かれた市民参画の機会を保障していることを確認し、誰もが発意し討議ができる、全ての市民に開かれた新しい公共を担う広場としての市民会議の運営を目ざします。

2 市民会議運営委員会の委員は、発足時を別として、改選時には約半数が任期満了で改選されるように、継続性に配慮しながら選任されるものとします。事業審査会、市民会議運営委員会及び市長の推薦候補から、基本パートナーシップ協定に基づき市、事業審査会及び市民会議運営委員会の協議の場において選任されます。ただし、いずれも推薦の過程において、公募など広く市民から意見を聴取する機会を設けることが保障されなければなりません。また事業審査委員が市民会議運営委員に推薦されることも可能とします。ただし、市民会議運営委員会の発足時における最初の運営委員は、公募により事業審査会が選任に当たるものとします。

3 市民会議運営委員会の具体的な事務作業を担うために、事務局を設けます。市民会議運営委員会及び事務局の運営にかかる市民会議運営費は、パートナーシップ事業の一事業として支出します。市民会議運営委員会の事務と市民会議のコーディネート業務を含めて、担い手をパートナーシップ事業の公募によって市民活動団体や事業者から求め、将来的に公益的中間支援組織の成長を促します。

4 市民会議は、パートナーシップ事業を促進するように、行政内各部署と市民、市民活動団体及び事業者が出会い、課題を共有し、パートナーシップの企画が発意されるようなマッチングの機会としての役割をも有します。



- 5 その他基本的考え方に述べる事項を含めて、基本パートナーシップ協定案という形式にて以下に示します。

#### 基本パートナーシップ協定案

- 1 パートナーシップ市民会議運営委員会（以下「甲」という。）は、松戸市パートナーシップ条例に基づき、市（以下「乙」という。）と市民、市民活動団体及び事業者の異なる主体がパートナーシップの関係を築き、促進するために、誰もが参加できて、地域課題や提案を発意できる、開かれた市民会議の運営に努めます。
- 2 甲は、市民会議を通して得られる地域社会の課題、多様な主体のパートナーシップ構築の課題及び松戸市パートナーシップ条例に基づく乙の施策に関する課題等を整理し、乙に提案を行うことができます。
- 3 乙は、甲が透明性のある開かれた市民会議の運営を行っていることを確認した上で、提案を受け入れ、その提案による施策への反映に努めます。（その回答は公式文書によって公開されます）。
- 4 甲は、委員 10 人以内をもって組織します。
- 5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期とします。
- 6 甲は、次の各号に掲げる事項を責務として担います。
  - (1) パートナーシップの促進のために市民、市民活動団体、事業者及び乙の各部署など異なる主体が出会い、問題を共有し、パートナーシップ関係が構築される、誰にも開かれた対話の場を運営すること。
  - (2) この条例の基本施策の実施及び条例の課題等について、広く市民の意見を聴取すること。
  - (3) パートナーシップの現状について調査及び分析を行い、市民、市民活動団体及び事業者と行政とのパートナーシップ構築の課題及び市民の生活や地域の課題を把握し、パートナーシップによるまちづくりの推進にとって必要な事項について提案を行うこと。
  - (4) 「社会資源持ち寄り市民バンク」の運営など、パートナーシップ推進に必要な社会資源を集め、有効に活用する方法を検討すること。
  - (5) その他、緊急に必要なが生じた事項で、市民会議の合意及び市長の同意を得た事項。
- 7 市長は、前項の甲が責務として運営する市民会議の協議の経過及び結果を尊重します。また、市長が協議の結果と反対の判断を下す場合は、その検討経過及び結果について甲に説明する責任を負うものとします。
- 8 甲は必要に応じて部会を設けることができます。部会員は、その検討課題に応じて必要な能力を有した人物を市民会議運営委員外から求めることができます。基本的にその場合も原則として公募としますが、緊急の場合や必要な理由がある場合には、市民及び市長に説明責任を果たす手続きをもって必ずしも公募の手続きを経なくてもよいものとします。
- 9 甲は常に公開された討議の運営に努め、運営委員長及び運営委員の賛同を得れば、傍聴者も発言を許されます。
- 10 第 6 項に掲げた事項の任務のため、甲の具体的な事務作業を担う事務局を設置することができます。その事務局は、パートナーシップ事業の一事業として公募によって市民活動団体や事業者から求めて、市民会議のコーディネイト業務も含めて委託することができます。
- 11 市民会議運営委員会及び事務局の運営にかかる市民会議運営費は、パートナーシップ事業の一事業として支出します。
- 12 前各項に定めるもののほか、甲及び市民会議の運営に関し必要な事項が生じた場合は、毎年の更新時に盛り込み、甲が乙と協議の末、協定として結びます。
- 13 この協定は、基本的に毎年見直し、更新していくものとします。

(パートナーシップ推進基金の設置)

第12条 パートナーシップ事業その他パートナーシップの推進のため、市はパートナーシップ推進基金(以下「基金」という。)を設置します。

2 市は、基本施策に基づき、パートナーシップの推進のために、毎年、市が基金に拠出する資金の財政措置を講じます。

3 基金に関する詳細な規定は、別途、条例に定めます。

松戸市パートナーシップ推進基金条例案

1 市は、市民、市民活動団体及び事業者と共にパートナーシップ事業及びその他パートナーシップの推進のため、基金を設置します。

2 基金として積み立てる額は、市民、市民活動団体及び事業者から贈られた寄附金及び予算で定める額とします。

3 基金は、パートナーシップ事業及びその他パートナーシップの推進のための経費に充てる場合に限り、処分することができます。

4 市は、基金及び基金の運用から生ずる収益を財源として、パートナーシップ事業及びその他パートナーシップ推進に関わる活動を実施する市民活動団体に対して、分担金を交付することができます。

5 基金への寄付者は、税制上の寄付金控除が受けられます。

(社会資源持ち寄りの原則)

第13条 市民、市民活動団体及び事業者は、パートナーシップの推進のために利用できる自らの社会資源を明確にし、提供できる社会資源を持ち寄り、市と対等な関係でのパートナーシップ事業及びその他パートナーシップの推進に努めます。

2 そのために市民会議運営委員会は、「社会資源持ち寄り市民バンク」を設置、運営することができます。その内容については、市長と市民会議運営委員会との基本パートナーシップ協定に定めます。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定めます。

(附則)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行します。

2 市長は、この条例の施行後、3年毎にこの条例に基づく施策の運用状況等について、事業審査会及び市民会議運営委員会の意見を求めて検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

参考資料：

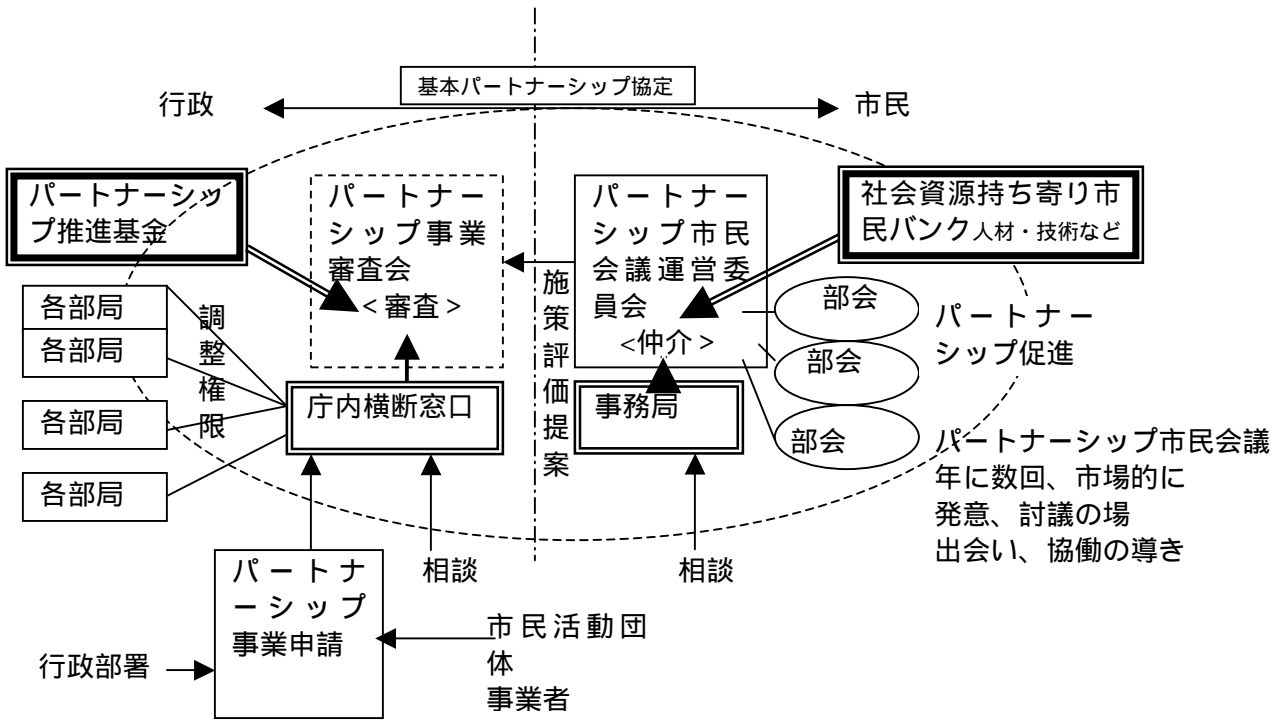


図1 パートナーシップ市民会議（運営委員会）とパートナーシップ事業審査会の概念図

(2) 松戸市パートナーシップ条例案策定委員会最終答申との比較表

最終答申	松戸市協働のまちづくり条例 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">相違点と考え方</span>
<p>名称 松戸市パートナーシップ条例</p> <p>前文 松戸市の中心部は江戸期には水戸街道の宿場町、江戸川水運の物資中継の河岸の町として発展し、明治・大正期には東葛飾郡の郡役所が置かれました。近年は東京都に隣接しているため旧小金牧だった台地へと住宅地が展開し、急増した新市民達も参加して、自分達の町を住みよい町にするために、活発な市民活動を展開してきました。多様化した市民のニーズに応えた暮らしやすいまちづくりを実現するためには、市民の力を結集するとともに、行政とのきめ細かな協力が必要です。</p> <p>高度成長期における行政主導の都市づくりは、経済開発優先の都市発展には大きな成功をおさめました。今日このシステムは時代の変化の中で財政難を引き起こし、時代と市民のニーズに対応出来なくなっています。この局面を打破するためには行政改革を推進し、「新しいシステムの構築」による「活力あるコミュニティ」の形成が重要な課題です。</p> <p>市民と行政は、新しい時代のまちづくりのために、発想を180度転換し、自立した市民による「市民組織」と「市民活動を保障する行政」という二つの立場を確立しなければなりません。</p> <p>私達はいま、市民と行政の「対等性」の下で、「協働」による「新しい公共」の構築と、多様な価値観が認められ、市民一人ひとりの個性が大切にされて豊かに暮らせる社会を目指し、市民と行政が共に知恵を出し合い、より良いパートナーシップを築くために、この条例を制定します。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、市民、市民活動団体、事業者及び市がパートナーシップの推進に取り組むた</p>	<p>名称 松戸市協働のまちづくり条例</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">相違点と考え方</span></p> <p>この条例を制定する趣旨は、協働の推進であることから、条例の内容を的確に表す名称として、「協働のまちづくり」としました。策定委員会では「パートナーシップ=協働」としていますが、パートナーシップは様々な意味を含んだ用語であることから、正確性を期すためにパートナーシップという用語は本条例では使用しないものとしてしました。</p> <p>前文 松戸市は、緑や水辺など四季を彩る豊かな自然とともに、次代を担う子どもたちに引き継ぐべき文化、歴史及び伝統が息づく首都圏有数の生活都市である。</p> <p>このまちを暮らしやすいまちにするため、市民をはじめ、町会、自治会、NPO、ボランティア等が、福祉、教育、環境、防犯などの様々な分野で活発な活動を行っている。</p> <p>今後、社会の変化に伴い、多様化していく地域の課題に適切に対応するためには、市民、市民活動団体、事業者及び市が協働によるまちづくりを推進することが、ますます重要となることに鑑み、この条例を制定する。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">相違点と考え方</span></p> <p>本条例に前文を付する意義は、条例制定の趣旨を簡潔明瞭にわかりやすく示すことによって、市民、市民活動団体、事業者及び市がこの条例に基づき、みんなで一緒にまちづくりに取り組む趣旨を理解し、共有するためのものです。</p> <p>そのため、答申案の構成を活かしつつ、平易な文章に整理しました。</p> <p>第1段落 松戸市の大切にしたい特色 第2段落 市民活動の現状 第3段落 協働の重要性、条例制定の趣旨</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市</p>

めの基本理念を定め、それぞれの役割を明らかにするとともに、パートナーシップの推進に関し必要な事項を定めることにより、市民自治に支えられた豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) パートナーシップ 市民、市民活動団体、事業者及び市がお互いの信頼関係の下に、協力し、共同して地域の課題の解決に取り組むことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内の事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいいます。
- (3) 市民活動団体 第5号に規定する市民活動を行う団体をいいます。
- (4) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 市民活動 市民、市民活動団体又は事業者が行う自主的な活動であって公益性のある非営利活動のうち、次のいずれにも該当しないものとします。
  - ア 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - ウ 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (6) 社会資源 パートナーシップの推進に必要な人材、知恵、技術、信用、情報、場所、物品、資金その他の資源をいいます。
- (7) パートナーシップ事業 市民活動団体又は事業者と市とが、それぞれの社会資源を提供し合い、協力し、共同して実施する公益性のある事業をいいます。

の役割を明らかにするとともに、協働の推進に必要な事項を定めることにより、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 相違点と考え方

条例制定の目的は、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することとしました。答申にある「市民自治に支えられた」は、協働の推進を目的とするこの条例にはそぐわないと判断しました。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民、市民活動団体、事業者及び市が、相互の信頼関係の下に、協力して地域の課題の解決に取り組むことをいう。
- (2) 市民活動 自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいう。
  - ア 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学している者をいう。
- (4) 市民活動団体 市民活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 営利を目的とする事業を営む者をいう。
- (6) 社会資源 協働の推進に必要な人材、技術、情報、場所、物品、資金等をいう。
- (7) 協働事業 市民活動団体又は事業者が、市と相互に社会資源を分担し、協力して行う事業をいう。

#### 相違点と考え方

「パートナーシップ」を「協働」に、「パートナーシップ事業」を「協働事業」に言い換えるなど、文言の整理をしました。

(基本理念)

第3条 パートナーシップの推進に当たっては、次の各号に掲げる基本理念にのっとってなければなりません。

- (1) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、市民自治に支えられた豊かで活力ある地域社会の実現のために目的及び目標を共有し、それぞれの役割を理解するとともに、それぞれの役割に応じて自らの社会資源を提供すること。
- (2) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、お互いの自主性と自立性を尊重し、対等な関係でパートナーシップの推進に取り組むこと。
- (3) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、パートナーシップの推進に必要な情報を共有するために、それぞれが保有する情報をお互いに提供するように努めること。
- (4) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、パートナーシップを推進し、市民自治の実現を図るため、対等な関係で協力、連携し、対話し、交流し、及び学びあうことにより、お互いの信頼関係を育むこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域社会の課題に関心を持ち、その解決に向けて、自らができることを考え、これを実践するものとします。

- 2 市民は、市民活動に関する理解を深めるとともに、自らも市民活動を行うよう努めるものとします。
- 3 市民は、パートナーシップの推進に協力するよう努めるものとします。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、自らの責任において市民活動を行い、透明性のある組織運営を行うとともに、市民活動に必要な人材その他の社会資源の充実を図るものとします。

- 2 市民活動団体は、自らが行う市民活動が広く理解されるよう努めるとともに、他の市民活動団体と協力して市民活動の発展に努めるものとします。
- 3 市民活動団体は、パートナーシップの推進に協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市民活動に関する理解を深め、

(基本理念)

第3条 協働の推進は、次の各号に掲げる基本理念に基づいて行わなければならない。

- (1) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、協働の目的を共有し、相互の役割を理解するとともに、その実現に必要な社会資源を分担すること。
- (2) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、対等な関係に基づき、相互の自主性及び自立性を尊重すること。
- (3) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に情報を提供し、協働に必要な情報を共有すること。

相違点と考え方

第1号から第3号までは答申の趣旨を活かして文言の整理をしました。第4号の信頼関係の育成は、協働の定義や他の基本理念に包含されていると判断しました。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域の課題に関心を持ち、その解決のため、自らができることを考え、実践するものとする。

- 2 市民は、市民活動への理解を深め、自らも市民活動を行うよう努めるものとする。
- 3 市民は、協働の推進に努めるものとする。

相違点と考え方

答申の内容で文言を整理しました。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、適正な団体運営を行うとともに、自らの責任をもって市民活動を行わなければならない。

- 2 市民活動団体は、人材その他の社会資源を充実し、協働の推進に努めるものとする。
- 3 市民活動団体は、市民活動が地域に広く理解されるよう努めるとともに、他の市民活動団体と協力して市民活動の発展に努めるものとする。

相違点と考え方

答申の内容で文言を整理しました。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域の一員として、市民活動

地域社会の一員として自らの責任において市民活動を行うよう努めるものとします。

- 2 事業者は、市民活動団体等が行う市民活動に協力が可能な社会資源の提供に努めるものとします。
- 3 事業者は、パートナーシップの推進に協力するよう努めるものとします。

(市の役割)

第7条 市は、市民活動の育成と活性化に必要な措置を施し、パートナーシップ事業を実施することによって、パートナーシップの推進を図るものとします。

- 2 市は、パートナーシップの推進及び、そのための仕組みづくりやパートナーシップ事業の実施について、市民等の要望や意見を的確に把握するとともに、市の施策や計画等の策定に当たり、早い段階から市民参加を進めるものとします。
- 3 市は、市民、市民活動団体、事業者及び市の職員に対し、パートナーシップの推進に関する知識の普及及び意識の向上に努めるものとします。
- 4 市は、市民活動を推進するために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進めるものとします。

(基本施策)

第8条 市は、パートナーシップを推進するため、次の各号に掲げる施策に取り組みます。

- (1) パートナーシップの推進に関する施策の体系化を進め、市民活動を支援し、及びパートナーシップ事業を実施するための計画を策定し、実施すること。
- (2) パートナーシップの推進及びパートナーシップ事業による施策の実施状況を公表すること。
- (3) 市民活動の支援及び発展に必要な拠点施設を充実すること。
- (4) パートナーシップ事業に対して、予算の範囲内において財政的支出その他必要な社会資源を提供すること。
- (5) 前各号の施策を効果的に実施するため、横断的に庁内の調整を図るための推進部門を整備すること

への理解及び協力並びに協働の推進に努めるものとする。

相違点と考え方

答申の第2項について事業者が保有する資源は、本来、営利を目的とした事業活動のために保有するものであることから、それを社会資源として分担することを役割として求めるのは適当ではないと判断しました。しかしながら、地域の一員である事業者に期待するところは大きく、市民活動への理解及び協力並びに協働の推進を努力義務としました。

(市の役割)

第7条 市は、市民活動を支援するとともに、協働事業を実施することにより、協働を推進するものとする。

- 2 市は、協働の推進に際し、市民、市民活動団体及び事業者から広く意見を聴くとともに、その参加を募るものとする。
- 3 市は、協働の推進に必要な知識の普及及び意識の向上を図るものとする。

相違点と考え方

第1項から第3項については、答申の趣旨を活かして簡潔に文言を整理しました。答申の第4項について、情報の公開は基本理念に含まれています。また、自己改革の推進は、協働の推進を目的とするこの条例中に定める必然性はないと判断しました。

(市の施策)

第8条 市は、協働の推進のため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 協働の推進に必要な計画を策定し、その進捗状況を公表すること。
- (2) 市民活動の支援及び協働事業の実施に対し、予算の範囲内において財政的措置を講ずること。
- (3) 市民活動の支援及び発展に必要な施設を充実すること。
- (4) 前3号の施策を総合的に行うための推進体制を整備すること。

相違点と考え方

答申の第1号から第5号までの内容については、その趣旨に沿って条例案の第1号から第4号までに整理しました。答申の第6号は、第7条第3項の規定により施策を進めますので、ここに規

(6) 市職員に対して、パートナーシップ事業に関する啓発や研修等を行うこと。

(パートナーシップ事業)

第9条 市民活動団体又は事業者は、パートナーシップ事業を市長に提案することができます。

- 2 市長は、前項の提案の審査を次条のパートナーシップ事業審査会に諮問します。
- 3 市長は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、速やかにパートナーシップ事業の実施の可否の決定を行うものとします。
- 4 パートナーシップ事業を行うに当たり、提案者と市長との間でパートナーシップ事業協定書を取り交わします。

(パートナーシップ事業審査会)

第10条 市長は、前条に規定するパートナーシップ事業の審査等を行うために、パートナーシップ事業審査会（以下「事業審査会」という。）を設けます。

- 2 事業審査会は公開された場で行われるものとします。
- 3 事業審査会はパートナーシップ事業の審査に当たっては、市のパートナーシップ推進基金及びそれに相応する市民の負担する社会資源を定めて決定します。
- 4 事業審査会に関するその他の事項については、別にパートナーシップ事業審査会規則等で定められます。

定する必要はないと判断しました。

(協働事業)

第9条 市民活動団体又は事業者は、市長に協働事業を提案することができます。

- 2 市長は、前項の規定による提案を受けたときは、松戸市協働のまちづくり協議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による諮問に対する答申を尊重し、協働事業の実施の可否を決定するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、協働事業に関し必要な事項は、別に定める。

#### 相違点と考え方

答申の第1項から第3項までの内容については、条例案の第1項から第3項までに整理しました。また、答申の第4項の事業協定書については、協働事業の実施に当たり締結するものですが、条例に規定する事柄ではなく、条例案の第4項で別に定めるものとししました。

(協議会)

第10条 市長は、前条第2項の規定による諮問に応じ協働事業を審査するため、松戸市協働のまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、前項の規定による審査のほか、協働の推進に必要な事項について協議を行い、市長に報告することができる。
- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 相違点と考え方

松戸市協働のまちづくり協議会は、協働事業の審査に加えて、協働の推進に必要な事項として、協働の推進に関する計画や本条例の運用状況等について協議するものとししました。また、協議会の運営の透明性や中立性を担保するため、会議の公開はもとより、協議会に市民等の意見が反映できるよう市民フォーラムの開催や意見募集などを随時、実施するものとししました。



<p>(パートナーシップ市民会議及び市民会議運営委員会)</p> <p>第11条 パートナーシップ市民会議(以下「市民会議」という。)は、パートナーシップを推進するために、異なる主体が出会い、地域の課題を共有し、対話を重ねて問題解決への連携や協力関係が生まれる場であり、市民はこれを開催することができます。</p> <p>2 前項の市民会議を運営するため、市民の委員からなるパートナーシップ市民会議運営委員会(以下「市民会議運営委員会」という。)を設けます。</p> <p>3 市長は、市民会議の運営に関する事項など市民会議運営委員会に委任する事項について、基本パートナーシップ協定を結ぶことができます。</p>	<p>(条例事項としません)</p> <p><b>相違点と考え方</b></p> <p>協働を推進するため、市民等の意見を反映して市長に報告する役割は、松戸市協働のまちづくり協議会が担うものとししました。民間の組織である市民会議運営委員会、その組織が開催する市民会議を市の制定する条例で規定することには無理があると判断しました。</p>
<p>(パートナーシップ推進基金の設置)</p> <p>第12条 パートナーシップ事業その他パートナーシップの推進のため、市はパートナーシップ推進基金(以下「基金」という。)を設置します。</p> <p>2 市は、基本施策に基づき、パートナーシップの推進のために、毎年、市が基金に拠出する資金の財政措置を講じます。</p> <p>3 基金に関する詳細な規定は、別途、条例に定めます。</p>	<p>(別に基金条例の制定を検討します。)</p> <p><b>相違点と考え方</b></p> <p>協働の推進に寄与することを目的として(仮称)松戸市協働のまちづくり基金を設置するものとします。その基金から市民活動の支援等の財政措置を講じます。</p>
<p>(社会資源持ち寄りの原則)</p> <p>第13条 市民、市民活動団体及び事業者は、パートナーシップの推進のために利用できる自らの社会資源を明確にし、提供できる社会資源を持ち寄り、市と対等な関係でのパートナーシップ事業及びその他パートナーシップの推進に努めます。</p> <p>2 そのために市民会議運営委員会は、「社会資源持ち寄り市民バンク」を設置、運営することができます。その内容については、市長と市民会議運営委員会との基本パートナーシップ協定に定めます。</p>	<p>(条例事項としません)</p> <p><b>相違点と考え方</b></p> <p>答申の第1項については、基本理念及び協働事業の定義に規定しています。また、協働事業が社会資源持ち寄りの原則に則って実施されるよう制度の設計を行います。</p> <p>社会資源持ち寄り市民バンクについては、そのあり方について、まつど市民活動サポートセンターの調査研究業務として検討します。</p>
<p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定めます。</p>	<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。</p> <p><b>相違点と考え方</b></p> <p>規則への委任を規定しました。</p>
<p>(附則)</p> <p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行します。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行す</p>

2 市長は、この条例の施行後、3年毎にこの条例に基づく施策の運用状況等について、事業審査会及び市民会議運営委員会の意見を求めて検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとする。

る。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を目途としてこの条例の運用状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。(まつど市民活動サポートセンター条例の一部改正)

3 まつど市民活動サポートセンター条例(平成15年松戸市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市民が自主的に行う営利を目的としない社会貢献活動(以下「市民活動」という。)」を「市民活動(松戸市協働のまちづくり条例(平成19年松戸市条例第 号)第2条第2号の市民活動をいう。以下同じ。)」に改める。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市協働のまちづくり 協議会委員	日額 8,500円
----------------------	--------------

#### 相違点と考え方

答申の趣旨を活かすとともに、必要事項を追加しました。